

最低工賃の廃止決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃（平成14年兵庫労働局最低工賃公示第1号）を令和8年3月5日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月6日

兵庫労働局長 金成 真一